

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

国における武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合、さらには、武力攻撃事態等の認定は行われたものの、本市に対して国民保護対策本部設置について指定の通知がない場合においても、状況に応じて、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な体制を確保することが必要となる。

このため、市は、こうした事態において、「周南市緊急事態連絡室（仮称）」を設置し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、的確かつ迅速に国民保護措置が実施できるよう初動体制を確立する。

### 1 市緊急事態連絡室（仮称）の設置及び初動措置

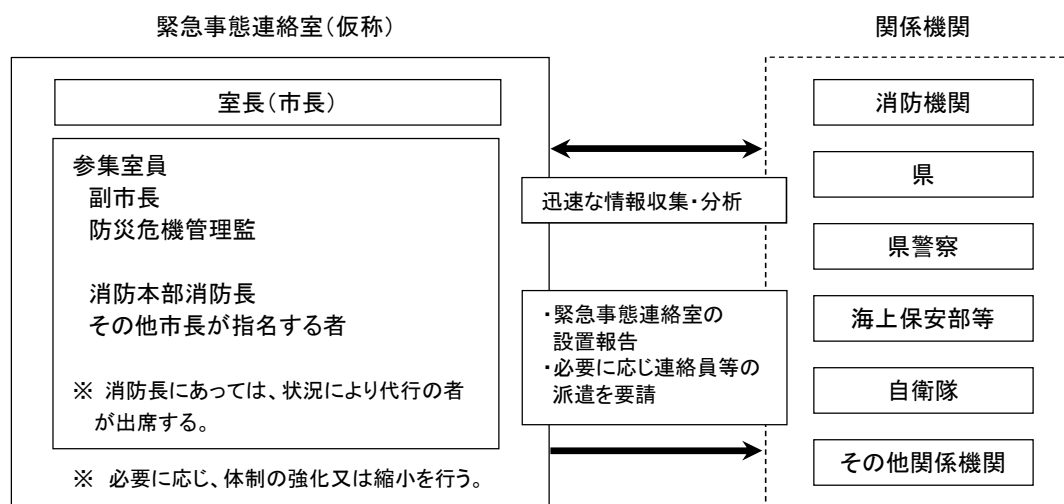
#### (1) 設置基準

- ① 国において武力攻撃事態等の認定はないものの、事態等の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急事案」という。）に関する情報を入手し、市長が緊急事態連絡室（仮称）の設置が必要であると認めた場合
- ② 国において事態等の認定が行われたものの、国から県を通じ、本市に対し国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合（既に①に該当している場合を除く。）

#### (2) 廃止基準

- ① 緊急事案が終結した場合（武力攻撃事態等の認定が行われている場合を除く。）
- ② 武力攻撃事態等が終結した場合
- ③ 市国民保護対策本部に移行した場合
- ④ その他市長が廃止することが適当と認めた場合

#### ※ 周南市緊急事態連絡室（仮称）の構成等（イメージ）



(3) 設置場所

緊急事態連絡室（仮称）は、原則として市本庁舎庁議室に設置する。

(4) 緊急事態連絡室（仮称）の連絡

緊急事態連絡室（仮称）を設置したときは関係機関にその旨連絡し、報道発表する。

- ① 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。

消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

- ② 「緊急事態連絡室（仮称）」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室（仮称）を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室（仮称）は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(5) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室（仮称）」において、各種の連絡調整にあたりとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合において、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(6) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

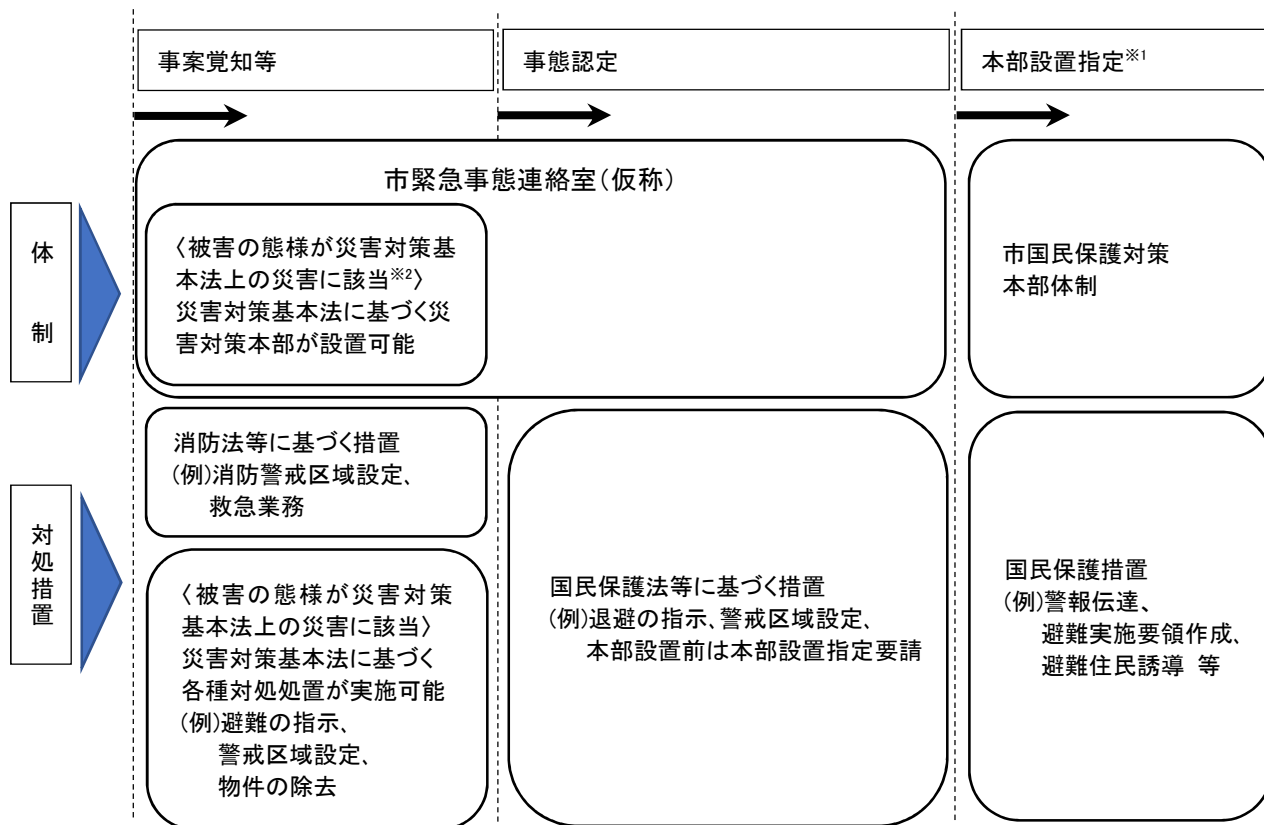
(7) 対策本部への移行に要する調整

「緊急事態連絡室（仮称）」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室（仮称）」は廃止する。

なお、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。

また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市の各部局に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合など、武力攻撃やテロ活動に関する情報収集体制が必要な状況となった場合には、担当課による情報収集体制を立ち上げ、さらに、武力攻撃事態等の認定が行われたが本市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等においても、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

##### ① 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

##### ② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室（仮称）を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

##### ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網により、市対策本部に参集するよう連絡する。

##### ④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎庁議室に市対策本部を開設するとともに、必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

##### ⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

##### ⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設をあらかじめ順位付けし設定しておく。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

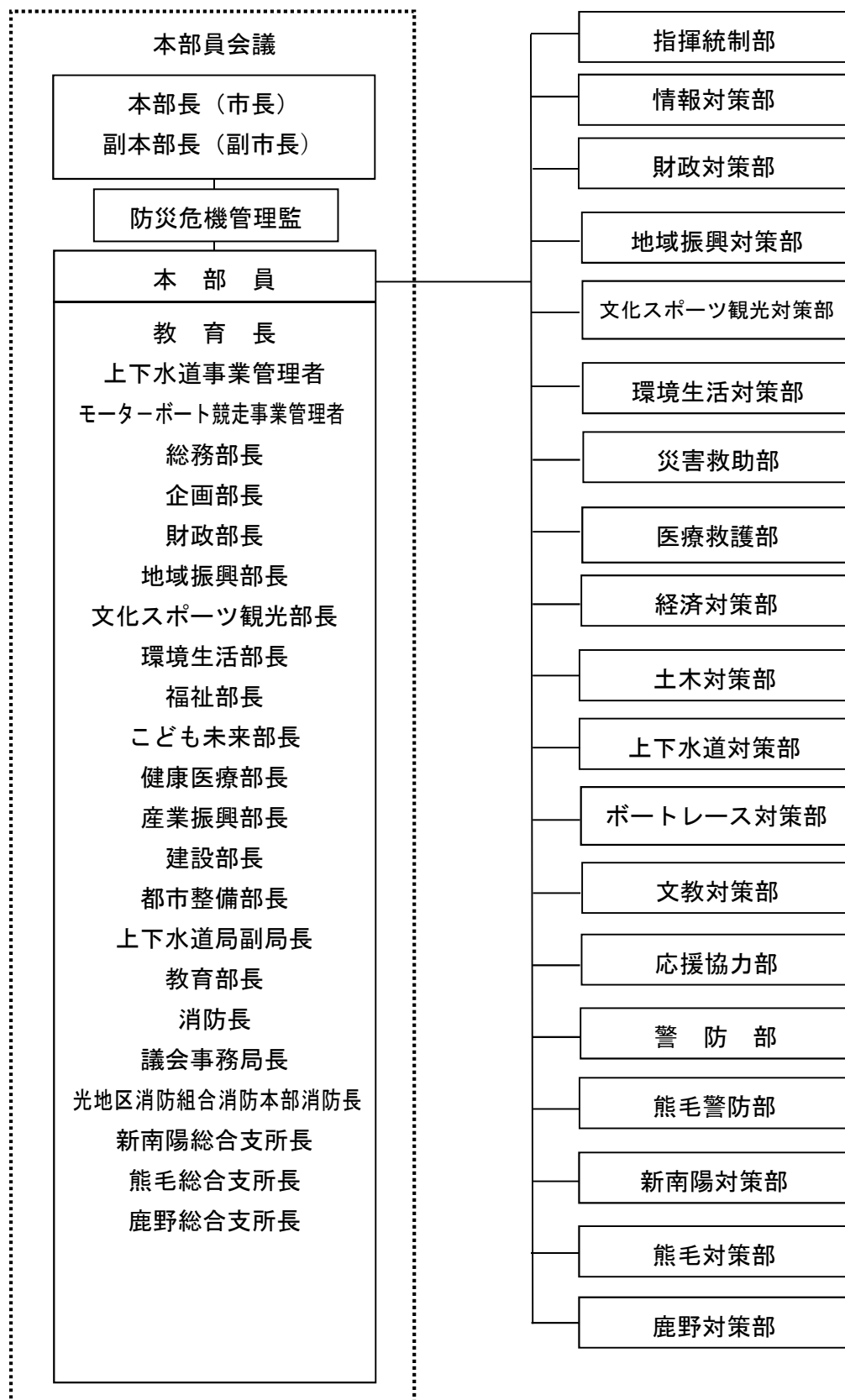
また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。



## 班の編成及び所掌事務

各対策部の編成及び所掌事務は、次のとおりとする。

| 部<br>(部長)       | 班<br>(班長)                   | 担当課                                                      | 班 の 所 掌 事 務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指揮統制部<br>(総務部長) | 本部班<br>(防災危機管理課長)           | 防災危機管理課<br>総務課<br>法務コンプライアンス課<br>人事課<br>施設マネジメント課<br>応援班 | 1 対策本部の設置・運営・廃止に関する事。           2 本部員会議に関する事。           3 県、周辺市、関係機関との連絡調整に関する事。           4 避難実施要領の作成に関する事。           5 各部との連絡調整に関する事。           6 情報の収集、伝達に関する事。           7 通信手段の確保に関する事。           8 資機材の調達管理及び車両の配車に関する事。           9 各部からの被害情報及び被害状況の取りまとめに関する事。           10 ライフラインに関する情報の収集及び提供に関する事。           11 警報、避難の指示に関する事。           12 職員の非常動員及び派遣要請に関する事。           13 自衛隊の派遣要請に関する事。           14 県及び他市町等への応援要請に関する事。           15 臨時ヘリポートの設置に関する事。           16 自主防災組織との連絡調整に関する事。           17 被害情報資料の作成及び報告事務に関する事。           18 国民保護対策従事職員の公務災害補償に関する事。           19 市有財産の被害調査のとりまとめに関する事。           20 特殊標章の交付に関する事。           21 リ災証明書の発行に関する事。 |
| 情報対策部<br>(企画部長) | 情報提供班<br>(広報広聴課長：<br>広報責任者) | 広報広聴課<br>スマートシティ推進課                                      | 1 市民への武力攻撃事態等情報及び活動状況の周知に関する事。           2 武力攻撃事態等情報及び応急対策に係わる報道機関への連絡に関する事。           3 避難活動の広報に関する事。           4 武力攻撃事態に関する広聴活動に関する事。           5 記録写真の撮影及び収集に関する事。           6 インターネットによる情報収集に関する事。           7 庁内情報体制の復旧及び維持に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                 | 秘書班<br>(秘書課長)               | 秘書課                                                      | 1 本部長、副本部長、秘書に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                 | 第1応援班<br>(企画課長)             | 企画課<br>公立大学連携課                                           | 1 他部、部内各班の応援に関する事。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

|                             |                      |                                   |                                                                                                                             |
|-----------------------------|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 財政対策部<br>(財政部長)<br>(会計管理者)  | 財政班<br>(財政課長)        | 財政課                               | 1 国民保護対策に必要な財政措置に関すること。                                                                                                     |
|                             | 輸送食糧班<br>(課税課長)      | 課税課<br>収納課                        | 1 各対策部が必要とする人や物資の輸送に関すること。<br>2 被災者に対する市税に関すること。<br>3 被災者並びに国民保護業務従事者の食糧の供給に関すること。<br>4 被害認定に関すること。                         |
|                             | 会計班<br>(会計課長)        | 会計課                               | 1 国民保護関係経費の出納に関すること。<br>2 災害救助部救助班が実施する被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の応援に関すること。                                           |
|                             | 第2応援班<br>(契約監理課長)    | 契約監理課                             | 1 他部、部内各班の応援に関すること。                                                                                                         |
| 地域振興対策部<br>(地域振興部長)         | 支所班<br>(各支所長)        | 各支所<br>各市民センター                    | 1 各支所管内の被害に関すること。<br>2 各支所・市民センターにおける情報の収集及び本部への報告に関すること<br>3 避難の指示等の広報伝達に関すること。<br>4 避難所(市民センター)の運営に関すること。                 |
|                             | 市民生活班<br>(地域づくり推進課長) | 地域づくり推進課<br>移住交流推進課               | 1 ボランティアの活動支援に関すること。                                                                                                        |
| 文化スポーツ観光対策部<br>(文化スポーツ観光部長) | 出先施設班<br>(文化振興課長)    | 文化振興課<br>スポーツ振興課                  | 1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 避難所(文化・スポーツ施設)の開設及び運営に関すること。                                                               |
|                             | 観光施設班<br>(観光振興課長)    | 観光振興課                             | 1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 避難所(観光施設)の開設及び運営に関すること<br>3 外国人の相談窓口に関すること                                                 |
|                             | 動物園班<br>(動物園長)       | 動物園                               | 1 動物園施設及び施設内における被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 来場者の安全確保及び避難対策に関すること。<br>3 動物園施設の応急対策に関すること。                                       |
| 環境生活対策部<br>(環境生活部長)         | 環境政策班<br>(環境政策課長)    | 環境政策課                             | 1 産業公害、その他の環境対策に関すること。<br>2 斎場等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。<br>3 武力攻撃事態等により災地域の防疫に関すること。<br>4 防疫地域の調査及び報告に関すること。<br>5 遺体の処置に関すること。 |
|                             | 清掃班<br>(リサイクル推進課長)   | リサイクル推進課                          | 1 廃棄物処理施設等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 塵芥の収集及び処理に関すること。<br>3 し尿の収集及び処理に関すること。<br>4 廃棄物処理業者への応援要請に関すること。                        |
|                             | 生活安全班<br>(生活安全課長)    | 生活安全課<br>(市民相談センター)<br>(消費生活センター) | 1 交通安全対策に関すること。<br>2 道路管理者との連絡調整に関すること。<br>3 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。                                                        |
|                             | 人権推進班<br>(人権推進課長)    | 人権推進課<br>(男女共同参画室)                | 1 避難所(人権推進施設)の開設及び運営に関すること。<br>2 人権推進施設の被害状況の調査及び応急復旧に関すること。                                                                |

|                              |                      |                                    |                                                                                                                                                                                                                                  |
|------------------------------|----------------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                              | 第3応援班<br>(市民課長)      | 市民課                                | 1 市民の安否情報の収集及び提供に関すること。<br>2 他部、部内各班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                   |
| 災害救助部<br>(福祉部長)<br>(こども未来部長) | 要配慮者支援班<br>(高齢者支援課長) | 高齢者支援課<br>障害者支援課<br>地域福祉課<br>指導監査課 | 1 災害時要配慮者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。<br>2 福祉施設入所者の避難に関すること。<br>3 災害時要配慮被災者受入れのための各施設との連絡調整に関すること。<br>4 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること<br>5 被災者の移送、収容保護に関すること。                                                                             |
|                              | 救助班<br>(地域福祉課長)      | 地域福祉課<br>生活支援課                     | 1 被害認定の総括に関すること。<br>2 災害復旧援護資金の貸付に関すること。<br>3 被災者への救援金品の受入配布その他救援物資等生活必需品の調達配布に関すること。<br>4 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること。<br>5 被災者の移送、収容保護に関すること。<br>6 日本赤十字社との連絡調整に関すること。                                                                |
|                              | こども班<br>(こども保育課長)    | こども保育課<br>子育て給付課                   | 1 課の災害対策関連事務の処理に関すること。<br>2 保育園園児及び児童クラブ児童等の安全確保及び避難対策に関すること。                                                                                                                                                                    |
|                              | 保健活動班<br>(統括保健師)     | あんしん子育て推進課<br>全保健師                 | 1 被災者の保健対策に関すること                                                                                                                                                                                                                 |
| 医療救護部<br>(健康医療部長)            | 救護班<br>(健康づくり推進課長)   | 健康づくり推進課                           | 1 医療機関との連絡調整に関すること。<br>2 医療救護所の運営に関すること。                                                                                                                                                                                         |
|                              | 地域医療班<br>(地域医療課長)    | 地域医療課<br>(鹿野診療所)<br>病院管理課          | 1 病院施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 災害時の医療及び助産に関すること。<br>3 他の医療機関との連絡調整に関すること。<br>4 医薬品及び医療資材の調達に関すること。<br>5 診療所の被害状況調査及び応急復旧に関すること。                                                                                                 |
|                              | 第4応援班<br>(保険年金課長)    | 保険年金課                              | 1 市民の安否情報の収集及び提供に関すること。<br>2 他部、部内各班の応援に関すること。                                                                                                                                                                                   |
| 経済対策部<br>(産業振興部長)            | 産業対策班<br>(商工振興課長)    | 商工振興課                              | 1 関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>2 商工業者の指導及び援助に関すること。<br>3 商工関係の金融対策に関すること。                                                                                                                                                           |
|                              | 農林班<br>(農業振興課長)      | 農業振興課<br>農林整備課                     | 1 農林関係の被害状況の収集に関すること。<br>2 農地、農業用施設の応急復旧に関すること。<br>3 林地、林業施設の応急復旧に関すること。<br>4 農林業の防災指導及び防疫に関すること。<br>5 種子、種苗の確保、供給に関すること。<br>6 家畜の管理(衛生を含む)及び飼料の需給に関すること。<br>7 農林業の災害金融に関すること。<br>8 応急仮設住宅用木材の確保に関すること。<br>9 主食の調達及び副食の確保に関すること。 |



|                             |                          |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------|--------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                             | 水産班<br>(水産振興課長)          | 水産振興課<br>(水産物市場を除く)        | 1 水産関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する<br>こと。<br>2 船舶の確保に関する<br>こと。<br>3 救護物資の荷揚げ場所としての漁港の確保に関する<br>こと。<br>4 水産関係の金融対策に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                          |
|                             | 地方卸売市場班<br>(地方卸売市場長)     | 地方卸売市場<br>水産振興課<br>(水産物市場) | 1 生鮮食料品の確保及び集荷対策に関する<br>こと。<br>2 市場施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                             | 中心市街地班<br>(中心市街地活性化推進課長) | 中心市街地活<br>性化推進課            | 1 所管施設の被害状況調査及び復旧に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 土木対策部<br>(建設部長)<br>(都市整備部長) | 土木港湾班<br>(道路課長)          | 道路課<br>河川港湾課               | 1 水防対策に関する<br>こと。<br>2 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関する<br>こと。<br>3 応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保<br>に関する<br>こと。<br>4 雨量、水位、流量、潮位の観測資料の収集及びこれに<br>伴う状況判断等の資料作成に関する<br>こと。<br>5 道路、河川、橋梁及び海岸等の警戒並びに応急対策に<br>関する<br>こと。<br>6 土木港湾関係の被害状況調査及び応急復旧に関する<br>こと。<br>7 道路啓開に関する<br>こと。<br>8 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復<br>旧に関する<br>こと。<br>9 熊毛、鹿野対策部の産業土木班の応援に関する<br>こと。 |
|                             | 建築班<br>(建築課長)            | 建築課                        | 1 公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関する<br>こと。<br>2 応急の仮設住宅の建設に関する<br>こと。<br>3 被災建築物の危険度判定に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                         |
|                             | 住宅班<br>(住宅課長)            | 住宅課                        | 1 公営住宅の被害状況の収集及び応急復旧に関する<br>こと。<br>2 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関す<br>る<br>こと。<br>3 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に<br>関する<br>こと。<br>4 応急仮設住宅の管理に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                  |
|                             | 建築指導班<br>(建築指導課長)        | 建築指導課                      | 1 被災宅地の危険度判定に関する<br>こと。<br>2 被災建築物の危険度判定に関する<br>こと。<br>3 建築物の災害後の指導及び相談に関する<br>こと。<br>4 他部、部内各班の応援に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                  |
|                             | 都市整備班<br>(公園花とみどり課長)     | 公園花とみどり課                   | 1 公園、街路の被害状況調査及び応急復旧に関する<br>こと。<br>2 応急仮設住宅の建設場所の選定に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|                             | 市街地整備班<br>(市街地整備課長)      | 市街地整備課                     | 1 区画整理地内の施設の点検に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                             | 都市政策班<br>(都市政策課長)        | 都市政策課<br>公共交通対策課           | 1 道路管理者、交通機関との連絡調整に関する<br>こと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                                   |                         |                                                 |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上下水道対策部<br>(上下水道事業管理者)            | 総務班<br>(総務課長)           | 総務課<br>企画調整課                                    | 1 部内各班の総合調整に関すること。<br>2 被害情報の整理及び上下水道施設復旧計画進捗状況の把握に関すること。<br>3 応急給水及び応急復旧に係る対外交渉に関すること。<br>4 被害状況及び復旧状況等の広報活動に関すること。<br>5 雨水による浸水被害の調査及び応急復旧に関すること。 |
|                                   | 応急給水班<br>(財政課長)         | 財政課<br>料金課                                      | 1 応急給水の総合的な計画に関すること。<br>2 給水資機材の確保に関すること。<br>3 他都市等からの応急給水に伴う調整に関すること。<br>4 被災者の水道料金に関すること。<br>5 災害復旧に必要な活動資金の調達等に関すること。                            |
|                                   | 復旧作業班<br>(水道工務課長)       | 水道工務課                                           | 1 水道施設の応急復旧及び点検関すること。<br>2 水道施設の被害状況の集約に関すること。<br>3 被害施設の復旧計画に関すること。<br>4 災害復旧に必要な資機材の確保に関すること<br>5 漏水や断水等の広報に関すること。                                |
|                                   | 浄水班<br>(浄水課長)           | 浄水課                                             | 1 浄水施設の応急復旧及び点検に関すること。<br>2 浄水施設の被害状況の集約に関すること。<br>3 浄水施設の復旧計画に関すること。<br>4 災害復旧に必要な資機材の確保に関すること。<br>5 飲料水の汚染対策に関すること。                               |
|                                   | 水質班<br>(水質管理課長)         | 水質管理課                                           | 1 水質情報の収集分析と水質調査及び水質試験の実施に関すること。                                                                                                                    |
|                                   | 下水道工務班<br>(下水道工務課長)     | 下水道工務課                                          | 1 下水道管渠・マンホール等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 雨水による浸水被害の調査及び応急復旧に関すること。<br>3 熊毛・鹿野対策本部の施設維持の応援に関すること。                                                     |
|                                   | 下水道施設班<br>(下水道施設課長)     | 下水道施設課<br>徳山中央浄化センター<br>徳山東部浄化センター<br>新南陽浄化センター | 1 浄化センター及びポンプ場の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>2 仮設トイレの設置に関すること。                                                                                             |
| ボートレース対策部<br>(モーターボート<br>競走事業管理者) | ボートレース班<br>(ボートレース管理課長) | ボートレース管理課<br>ボートレース事業課                          | 1 競艇施設の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>2 入場者の安全確保及び避難対策に関すること。                                                                                                 |

|                          |                             |                      |                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------|-----------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 文教対策部<br>(教育長)<br>(教育部長) | 総務班<br>(教育政策課長)             | 教育政策課                | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班の総合調整に関する事。</li> <li>2 教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事。</li> <li>3 避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営の調整に関する事。</li> <li>4 園児の安全確保及び避難対策に関する事。</li> <li>5 仮教室の設置に関する事。</li> </ul>               |
|                          | 生涯学習班<br>(生涯学習課長)           | 生涯学習課<br>人権教育課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 避難所(社会教育施設)の開設及び運営に関する事。</li> </ul>                                                                                                             |
|                          | 学校教育班<br>(学校教育課長)           | 学校教育課<br>学校給食課       | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 児童・生徒の安全確保及び避難対策に関する事。</li> <li>2 避難所(学校施設)開設及び運営に関する事。</li> <li>3 被災児童生徒に対する学用品の給与等救護措置に関する事。</li> <li>4 応急教育に関する事。</li> <li>5 被災児童生徒に対する医療防疫及び給食等に関する事。</li> </ul>                 |
|                          | 図書館班<br>(中央図書館長)            | 中央図書館<br>(各図書館)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 各所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事。</li> </ul>                                                                                                                                                  |
|                          | 新南陽総合出張所教育班<br>(新南陽総合出張所次長) | 教育委員会事務局<br>新南陽総合出張所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教対策部総務班、生涯学習班、文化スポーツ観光対策部出先施設班との連携に関する事。</li> <li>2 新南陽地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事。</li> <li>3 新南陽地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 新南陽対策部との連携に関する事。</li> </ul> |
|                          | 熊毛総合出張所教育班<br>(熊毛総合出張所次長)   | 教育委員会事務局<br>熊毛総合出張所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教対策部総務班、生涯学習班、文化スポーツ観光対策部出先施設班との連携に関する事。</li> <li>2 熊毛地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事。</li> <li>3 熊毛地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 熊毛対策部との連携に関する事。</li> </ul>    |
|                          | 鹿野総合出張所教育班<br>(鹿野総合出張所次長)   | 教育委員会事務局<br>鹿野総合出張所  | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 文教対策部総務班、生涯学習班、文化スポーツ観光対策部出先施設班との連携に関する事。</li> <li>2 鹿野地域における教育委員会所管施設の被害状況及び応急復旧状況の把握に関する事。</li> <li>3 鹿野地域における避難所(教育委員会所管施設)の開設及び運営に関する事。</li> <li>4 鹿野対策部との連携に関する事。</li> </ul>    |

|                           |                      |                                            |                                                                                                                                                      |
|---------------------------|----------------------|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応援協力部<br>(議世事務局長)         | 第 5 応援班<br>(議世事務局次長) | 議世事務局<br>選挙管理委員会事務局<br>監査委員事務局<br>農業委員会事務局 | 1 他部、部内各班の応援に関すること。                                                                                                                                  |
| 警防部<br>(消防長)              | 総務班<br>(消防総務課長)      | 消防総務課                                      | 1 部内の総合調整に関すること。<br>2 熊毛警防部との連絡調整に関すること。<br>3 消防団に関すること。<br>4 消防施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>5 災害調査及び報告に関すること。                                          |
|                           | 警防班<br>(警防課長)        | 警防課                                        | 1 部内の総合調整に関すること。<br>2 熊毛警防部との連絡調整に関すること。<br>3 消防団に関すること。<br>4 避難情報等に関すること。<br>5 他県消防への応援要請(広域)に関すること。<br>6 緊急救助応援隊に関すること。<br>7 臨時ヘリポートの設置に関すること。     |
|                           | 通信班<br>(指令課長)        | 指令課                                        | 1 消防通信に関すること。(消防団無線も含む)<br>2 災害情報の受報及び出動指令に関すること。<br>3 気象観測及び気象情報に関すること。<br>4 関係機関等への連絡調整に関すること。<br>5 災害警報の発令に関すること。                                 |
|                           | 予防班<br>(予防課長)        | 予防課<br>危険物保安課                              | 1 災害情報の収集に関すること。<br>2 危険物等の保安対策に関すること。<br>3 石油コンビナート防災に関すること。<br>4 災害の予防及び広報に関すること。                                                                  |
|                           | 消防班<br>(各消防署長)       | 各消防署                                       | 1 被害のおそれがある箇所の警戒及び応急措置に関すること。<br>2 災害現場における救助、救急活動に関すること。<br>3 避難情報等発令時の避難の誘導に関すること。<br>4 災害現場における消防団の指揮に関すること。<br>5 他機関との連携活動に関すること。<br>6 広報に関すること。 |
| 熊毛警防部<br>(光地区消防組合消防本部消防長) | 総務班<br>(総務課長)        | 総務課                                        | 熊毛地域の<br>1 必要資器材等の調達に関すること。<br>2 関係機関との連絡調整に関すること。(緊急消防援助隊、相互応援を含む)<br>3 その他総務関係に関すること。                                                              |
|                           | 通信班<br>(警防課長)        | 警防課                                        | 熊毛地域の<br>1 消防通信に関すること。<br>2 災害情報の収集に関すること。<br>3 関係機関等への連絡調整に関すること。                                                                                   |
|                           | 警防班<br>(警防課長)        | 警防課                                        | 熊毛地域の<br>1 部内の総合調整に関すること。<br>2 警防部との連絡調整に関すること。<br>3 避難情報等に関すること。<br>4 応援要請(広域)に関すること。<br>5 臨時ヘリポートの設置に関すること。                                        |

|                          |                              |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 情報班<br>(予防課長)                | 予防課              | 熊毛地域の<br>1 火災の予防対策及び危険物の対策に関すること。<br>2 災害情報及び被災状況の調査に関すること。<br>3 広報に関すること。(消防班が行う以外の広報)<br>4 災害の予防に関すること。<br>5 その他災害に関すること。                                                                                                                                                                                                                                 |
|                          | 消防班<br>(中央消防署<br>北出張所長)      | 中央消防署北出張所        | 熊毛地域の<br>1 災害の警戒、防除及び救助救急活動に関すること。<br>2 広報に関すること。(災害の警戒等の事前広報)<br>3 その他災害の活動に関すること。<br>4 消防隊の編成に関すること。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 新南陽対策部<br>(新南陽総合<br>支所長) | 総務班<br>(地域政策課長)              | 地域政策課            | 1 指揮統制部本部班、政策推進部情報提供班及び部内各班との連絡調整に関すること。<br>2 通信手段の確保に関すること。<br>3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関すること。<br>4 災害情報の収集に関すること。<br>5 新南陽総合支所内の防災用車両の配車に関すること。<br>6 部内職員の非常動員に関すること。<br>7 り災証明書の発行に関すること。<br>8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること。<br>9 避難活動の広報に関すること。<br>10 新南陽総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関すること。<br>11 外国人の相談窓口に関すること。<br>12 避難所の開設及び運営の総括に関すること。<br>13 コミュニティ施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 |
|                          | 市民生活・<br>救助班<br>(市民福祉課<br>長) | 市民福祉課<br>(市民相談室) | 1 財政対策部輸送食糧班及び環境生活対策部環境政策班、清掃班、生活安全班との連携に関すること。<br>2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関すること。<br>3 被災者に対する市税に関すること。<br>4 産業公害、その他の環境対策に関すること。<br>5 災害時におけるり災地域の防疫に関すること。<br>6 防疫地域の調査及び報告に関すること。<br>7 塵芥の収集及び処理に関すること。<br>8 し尿の収集及び処理に関すること。<br>9 遺体の処置に関すること。<br>10 交通安全対策に関すること。<br>11 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること。<br>12 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。                              |

|                    |                 |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-----------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |                 |       | <p>13 災害救助部要支援者対策班、救助班との連携に関すること。</p> <p>14 災害時要支援者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。</p> <p>15 福祉施設入所者の避難に関すること。</p> <p>16 災害時要支援被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関すること。</p> <p>17 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</p> <p>18 災害救助法関係の適用処理に関すること。</p> <p>19 災害復旧援護資金の貸付に関すること。</p> <p>20 被災者への救援金品の配布に関すること。</p> <p>21 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること。</p> <p>22 被災者の移送、収容保護に関すること。</p> <p>23 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</p> |
| 熊毛対策部<br>(熊毛総合支所長) | 総務班<br>(地域政策課長) | 地域政策課 | <p>1 指揮統制部本部班、政策推進部情報提供班及び部内各班との連絡調整に関すること。</p> <p>2 通信手段の確保に関すること。</p> <p>3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関すること。</p> <p>4 災害情報の収集に関すること。</p> <p>5 熊毛総合支所内の防災用車両の配車に関すること。</p> <p>6 部内職員の非常動員に関すること。</p> <p>7 災証明書の発行に関すること。</p> <p>8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること。</p> <p>9 避難活動の広報に関すること。</p> <p>10 熊毛総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関すること。</p> <p>11 外国人の相談窓口に関すること。</p> <p>12 避難所の開設及び運営の総括に関すること。</p>      |

|  |                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|--|----------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 市民生活・救助班<br>(市民福祉課長) | 市民福祉課<br>(市民相談室) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 財政対策部輸送食糧班及び環境生活対策部環境政策班、清掃班、生活安全班との連携に関すること。</li> <li>2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関すること。</li> <li>3 被災者に対する市税に関すること。</li> <li>4 産業公害、その他の環境対策に関すること。</li> <li>5 災害時におけるり災地域の防疫に関すること。</li> <li>6 防疫地域の調査及び報告に関すること。</li> <li>7 塵芥の収集及び処理に関すること。</li> <li>8 し尿の収集及び処理に関すること。</li> <li>9 遺体の処置に関すること。</li> <li>10 交通安全対策に関すること。</li> <li>11 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること。</li> <li>12 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。</li> <li>13 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>14 水道災害の広報活動に関すること。</li> <li>15 給水施設の応急復旧に係わる対外交渉に関すること。</li> <li>16 給水施設の応急復旧に関すること。</li> <li>17 給水資器材の確保に関すること。</li> <li>18 飲料水汚染等の対策に関すること。</li> <li>19 飲料水等の供給に関すること。</li> <li>20 被災者の水道料金に関すること。</li> <li>21 災害救助部要支援者対策班、救助班との連携に関すること。</li> <li>22 災害時要支援者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。</li> <li>23 福祉施設入所者の避難に関すること。</li> <li>24 災害時要支援被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関すること。</li> <li>25 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>26 災害救助法関係の適用処理に関すること。</li> <li>27 災害復旧援護資金の貸付に関すること。</li> <li>28 被災者への救援金品の配布に関すること。</li> <li>29 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること。</li> <li>30 被災者の移送、收容保護に関すること。</li> <li>31 日本赤十字社との連絡調整に関すること。</li> </ol> |
|--|----------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                    |                   |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------|-------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 産業土木班<br>(産業土木課長) | 産業土木課              | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 経済対策部産業対策班、農林班との連携に関すること。</li> <li>2 農林関係の被害状況の収集に関すること。</li> <li>3 農地、農業用施設の応急復旧に関すること。</li> <li>4 林地、林業施設の応急復旧に関すること。</li> <li>5 農林業の防災指導及び防疫に関すること。</li> <li>6 農林業の災害金融に関すること。</li> <li>7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>8 災害時における商工業者の指導及び援助に関すること。</li> <li>9 土木対策部土木港湾班、建築班、住宅班、都市整備班及び上下水道対策部との連携に関すること。</li> <li>10 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関すること。</li> <li>11 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保に関すること。</li> <li>12 道路、河川及び橋梁等の警戒並びに応急対策に関すること。</li> <li>13 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>14 道路啓開に関すること。</li> <li>15 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧に関すること。</li> <li>16 公営住宅、その他公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関すること。</li> <li>17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。</li> <li>18 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関すること。</li> <li>19 建築物の災害後の指導及び相談に関すること。</li> <li>20 公園、街路の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>21 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>22 仮設トイレの設置に関すること。</li> </ul> |
| 鹿野対策部<br>(鹿野総合支所長) | 総務班<br>(地域政策課長)   | 地域政策課<br>(コアプラザかの) | <ul style="list-style-type: none"> <li>1 指揮統制部本部班、政策推進部情報提供班及び部内各班との連絡調整に関すること。</li> <li>2 通信手段の確保に関すること。</li> <li>3 地元及び自主防災組織の連絡調整に関すること。</li> <li>4 災害情報の収集に関すること。</li> <li>5 鹿野総合支所内の防災用車両の配車に関すること。</li> <li>6 部内職員の非常動員に関すること。</li> <li>7 災証明書の発行に関すること。</li> <li>8 市民への災害情報及び活動状況の周知に関すること。</li> <li>9 避難活動の広報に関すること。</li> <li>10 鹿野総合支所内の情報体制の維持及び復旧に関すること。</li> <li>11 外国人の相談窓口に関すること。</li> <li>12 避難所の開設及び運営の総括に関すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |



|  |                      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--|----------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 市民生活・救助班<br>(市民福祉課長) | 市民福祉課<br>(市民相談室) | 1 財政対策部輸送食糧班及び環境生活対策部環境政策班、清掃班、及び生活安全班との連携に関すること。<br>2 部内各班が必要とする人や物資の輸送に関すること。<br>3 被災者に対する市税に関すること。<br>4 産業公害、その他の環境対策に関すること。<br>5 災害時におけるり災地域の防疫に関すること。<br>6 防疫地域の調査及び報告に関すること。<br>7 塵芥の収集及び処理に関すること。<br>8 し尿の収集及び処理に関すること。<br>9 遺体の処置に関すること。<br>10 交通安全対策に関すること。<br>11 道路管理者、交通機関との連絡調整に関すること。<br>12 被災者に対する相談窓口の設置運営に関すること。<br>13 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>14 水道災害の広報活動に関すること。<br>15 給水施設の応急復旧に係わる対外交渉に関すること。<br>16 給水施設の応急復旧に関すること。<br>17 給水資器材の確保に関すること。<br>18 飲料水汚染等の対策に関すること。<br>19 飲料水等の供給に関すること。<br>20 被災者の水道料金に関すること。<br>21 災害救助部要支援者対策班、救助班との連携に関すること。<br>22 災害時要支援者の被害状況の調査並びに避難所への保護に関すること。<br>23 福祉施設入所者の避難に関すること。<br>24 災害時要支援被災者の受入れのための各施設との連絡調整に関すること。<br>25 福祉施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>26 災害救助法関係の適用処理に関すること。<br>27 災害復旧援護資金の貸付に関すること。<br>28 被災者への救援金品の配布に関すること。<br>29 災害弔慰金及び見舞金等の支給に関すること。<br>30 被災者の移送、収容保護に関すること。<br>31 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 |
|--|----------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--|-------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 産業土木班<br>(産業土木課長) | 産業土木課 | 1 経済対策部産業対策班、農林班との連携に関すること。<br>2 農林関係の被害状況の収集に関すること。<br>3 農地、農業用施設の応急復旧に関すること。<br>4 林地、林業施設の応急復旧に関すること。<br>5 農林業の防災指導及び防疫に関すること。<br>6 農林業の災害金融に関すること。<br>7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。<br>8 災害時における商工業者の指導及び援助に関すること。<br>9 土木対策部土木港湾班、建築班、住宅班、都市整備班及び上下水道対策部との連携に関すること。<br>10 災害対策用備蓄器具、資材の整備、確保に関すること。<br>11 災害時の応急措置及び応急復旧に必要な土木建築業者の確保に関すること。<br>12 道路、河川及び橋梁等の警戒並びに応急対策に関すること。<br>13 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>14 道路啓開に関すること。<br>15 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設の応急復旧に関すること。<br>16 公営住宅、その他公共建物の被害状況の収集及び応急復旧に関すること。<br>17 被災者への公営住宅等の提供及び必要な措置に関すること。<br>18 災害応急の仮設住宅の建設及び管理に関すること。<br>19 建築物の災害後の指導及び相談に関すること。<br>20 公園、街路の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>21 下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。<br>22 仮設トイレの設置に関すること。 |
|--|-------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

##### ② 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

##### ③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応すること

イ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと

ウ 県と連携した広報体制を構築すること

##### ④ その他関係する報道機関

###### 【関係報道機関一覧】

| 放送機関                 | 要請受理窓口 | 電話番号         |
|----------------------|--------|--------------|
| NHK山口放送局             | 放送部長   | 083-921-3737 |
| 山口放送株式会社（K R Y）      | 報道局長   | 0834-32-1110 |
| テレビ山口株式会社（T Y S）     | 報道制作局長 | 083-923-6113 |
| 山口朝日放送株式会社（Y A B）    | 報道制作部長 | 083-933-1111 |
| 株式会社シティケーブル周南（C C S） | 制作部長   | 0834-21-2647 |
| Kビジョン株式会社            |        | 0833-44-4936 |
| 株式会社エフエム山口（F M Y）    | 放送部長   | 083-924-4535 |
| エフエム周南株式会社           | 代表取締役  | 0834-25-5800 |

#### (5) 市現地対策本部の設置

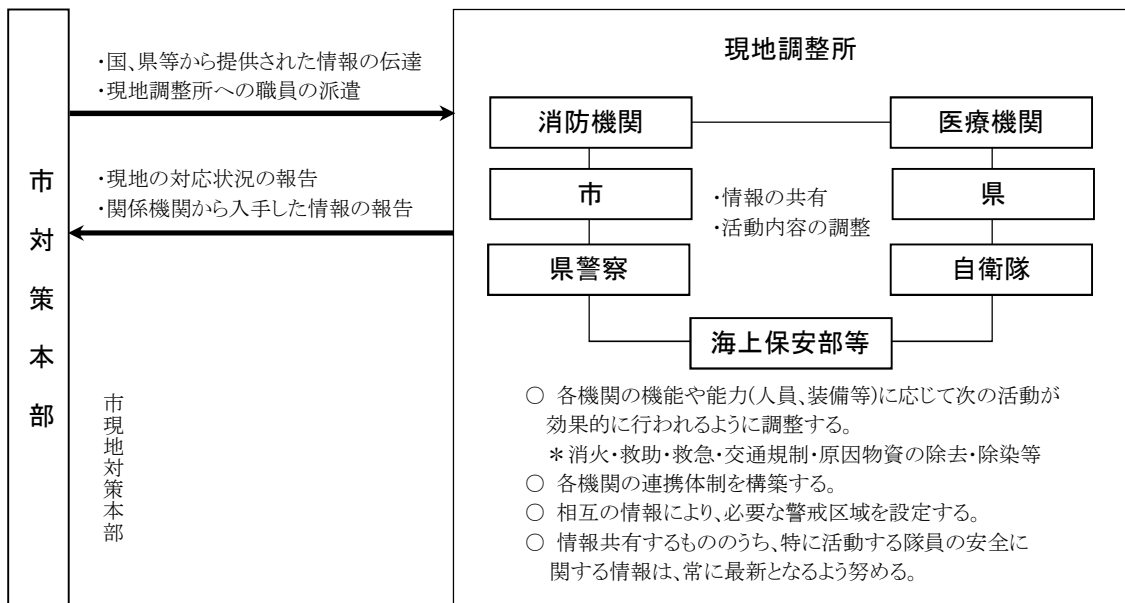
市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

### ※ 現地調整所の組織編成例



### ※ 【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。  
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

#### (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施にあたっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### ① 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

##### ② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### ③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### ④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### ⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)及び都道府県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

## 第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国・県の対策本部との連携

#### (1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

#### (2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

### 2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

#### (2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

#### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて市域を担当区域とする地方協力本部長又は市の国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては市域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては市域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては市域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

② 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第 78 条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第 81 条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

### 4 他の市長等に対する応援の要求、事務の委託

#### (1) 他の市長等への応援の要求

① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市長等に対して応援を求める。

② 応援を求める市との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

#### (2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

#### (3) 事務の一部の委託

① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。



## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

- (1) 他の市に対して行う応援等

① 市は、他の市から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

- (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

- (2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

## 第4章 警報及び避難の指示等

### 第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

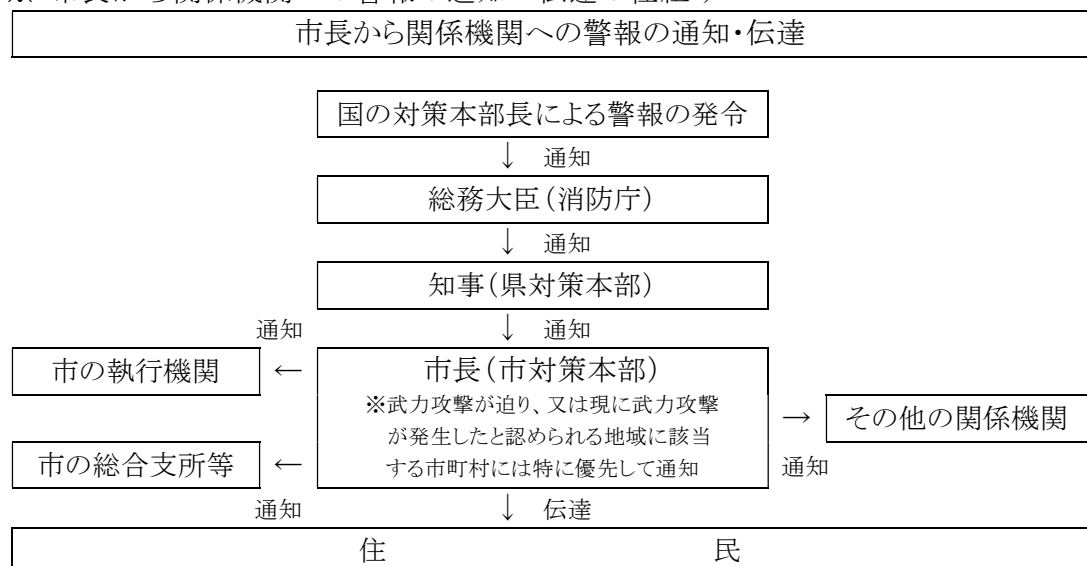
① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

##### (2) 警報の内容の通知

① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。

② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

#### ※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組み



※市長は、ホームページ（<http://www.city.shunan.lg.jp/>）に警報の内容を掲載

※警報の伝達にあたっては、防災行政無線等を活用することにより行う。

## 2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、災害救助部等との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

### **3 緊急通報の伝達及び通知**

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

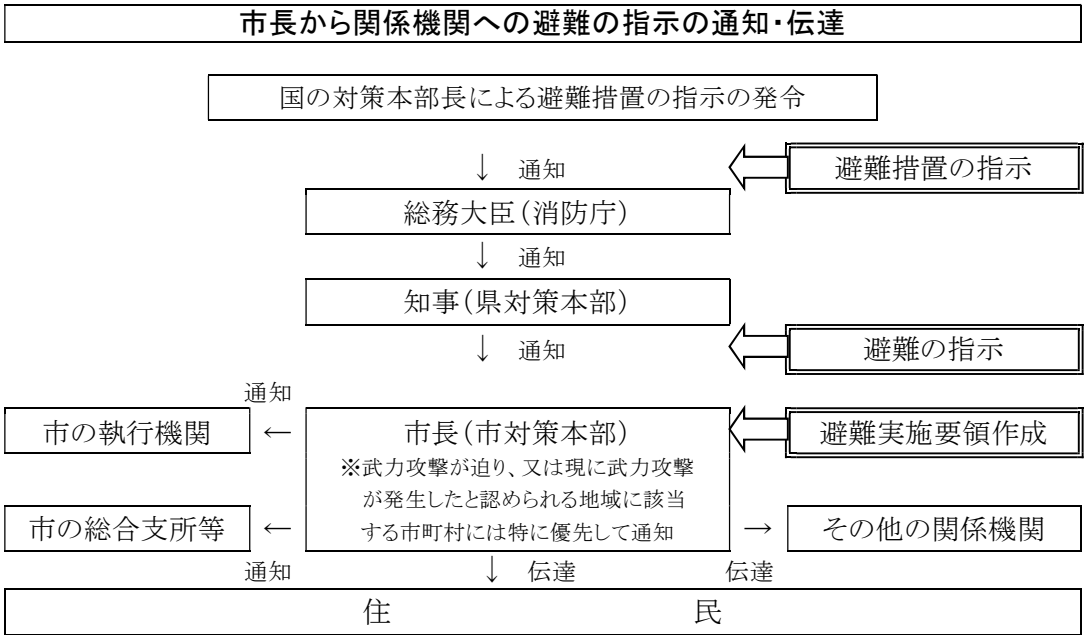
## 第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知・伝達

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

#### ※ 避難の指示の流れ



※市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

### 2 避難実施要領の策定

#### (1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領の項目】

- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合にあたっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認  
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析。特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段が必要な場合における輸送手段の確保の調整  
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿等の活用）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

## ※【国の対策本部長による利用指針の調整】

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

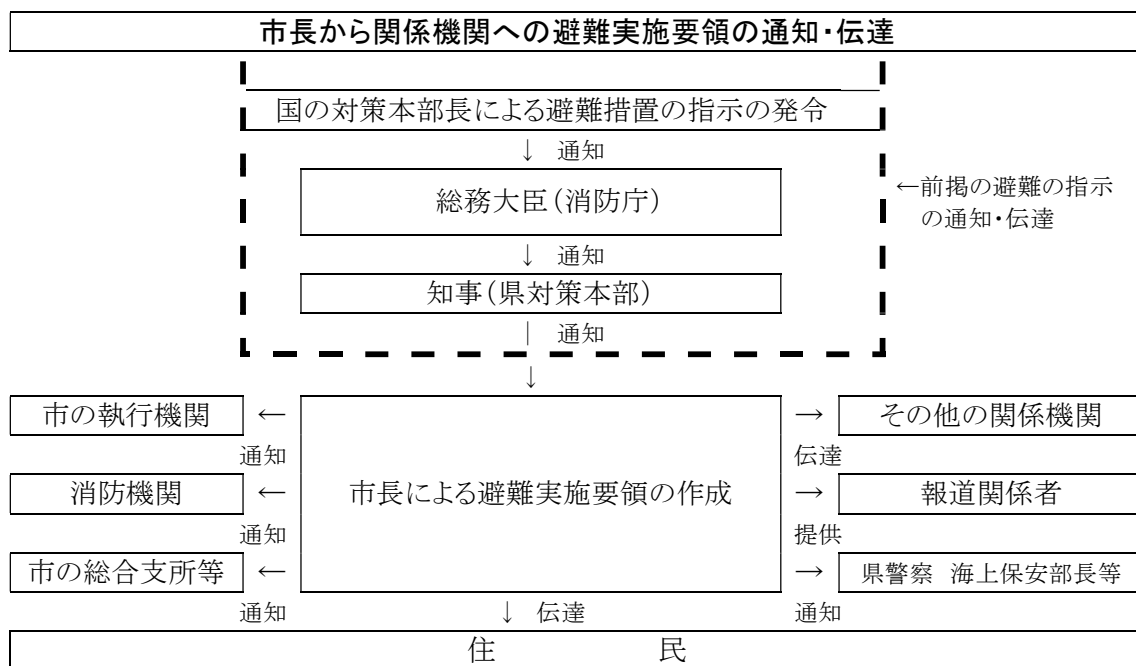
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

### (3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長等（海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署（これらの事務所がない場合には、管区海上保安本部）の長をいう。以下同じ。）及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



## 3 避難住民の誘導

### (1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。



また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる（特に、都市部等の人的関係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では、重要である。）。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

## (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、光地区消防組合消防本部消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。

## (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等（警察署長、海上保安部長等又は出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第 63 条第 1 項に規定する「出勤等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。）の長をいう。）から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

## (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害救助部を中心に社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（避難行動要支援者名簿等の活用）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

市は、その管理にかかる道路について、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(14) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。

## ～武力攻撃の種類に応じた避難誘導の留意事項～

### 弾道ミサイル攻撃の場合

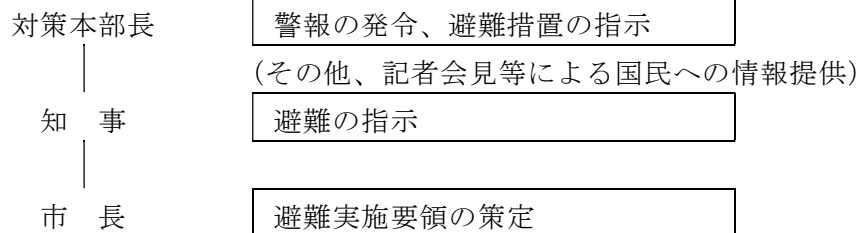
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町に着弾の可能性があるあり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。

その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般的には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、交通機関の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

## 着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県国民保護計画を踏まえ、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

- ② 一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島内の全住民を島外に避難させる必要がある場合は、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国並びに運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と調整して確保することが基本である。（「離島の住民の避難に係る運送業者の航空機や船舶の使用等についての基本的な考え方」平成 17 年 12 月 19 日閣副安危第 498 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事案法制企画担当通知、国政調第 169 号国土交通省政策統括官付政策調整官（危機管理担当）通知 参照）

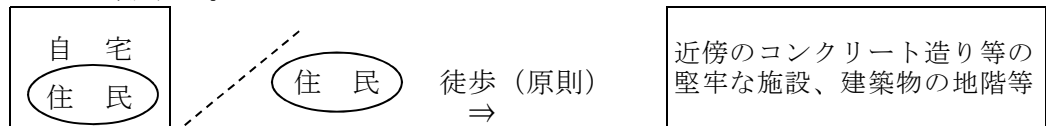
市では、当該輸送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、輸送の拠点となる港湾へ輸送する公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

## ～基本的な避難の類型～

住民の避難は、武力攻撃の類型や事態の推移、時間的余裕、さらには、被害の状況等に応じ、屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態で実施することになるが、基本的な避難の類型と方法は、以下のとおりとする。

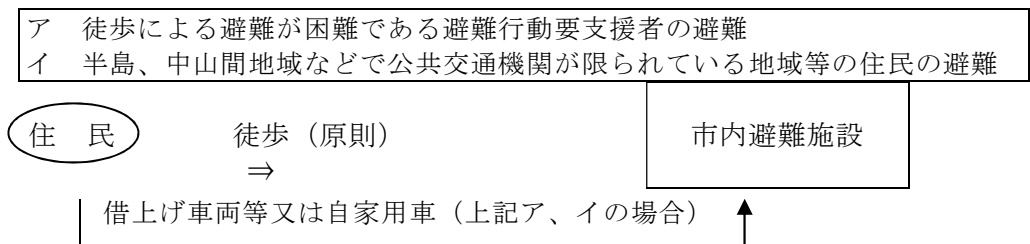
### ① 屋内避難

- 避難方法 徒歩を原則とし、できるだけ速やかに、屋内に避難する。  
その後、事態の推移、被害の状況等によっては、他の安全な地域に避難する。



### ② 市内避難

- 避難方法 徒歩を原則とする。  
ただし、次の場合はバス等の借上げ車両（登録自家用車を含む）及び公用車（これらの車両を以下「借上げ車両等」という。）又は、自家用車を補完的に使用する。



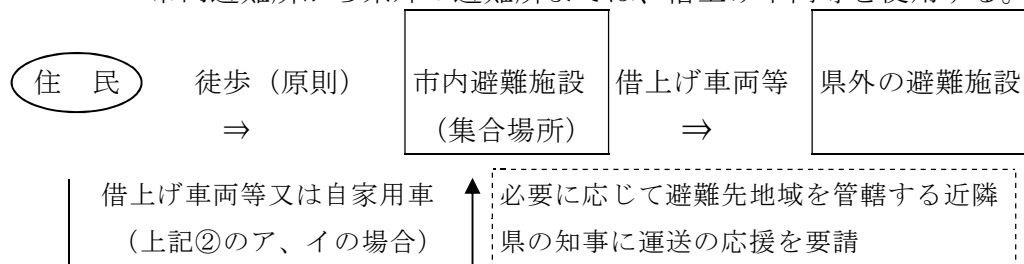
### ③ 県内避難

- 避難方法 ・市内避難所への避難は市内避難のとおり。  
・市内避難所から県内の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



### ④ 県外避難

- 避難方法 ・市内避難所への避難は市内避難のとおり。  
・市内避難所から県外の避難所までは、借上げ車両等を使用する。



## ～市の地域特性に応じた避難の方法～

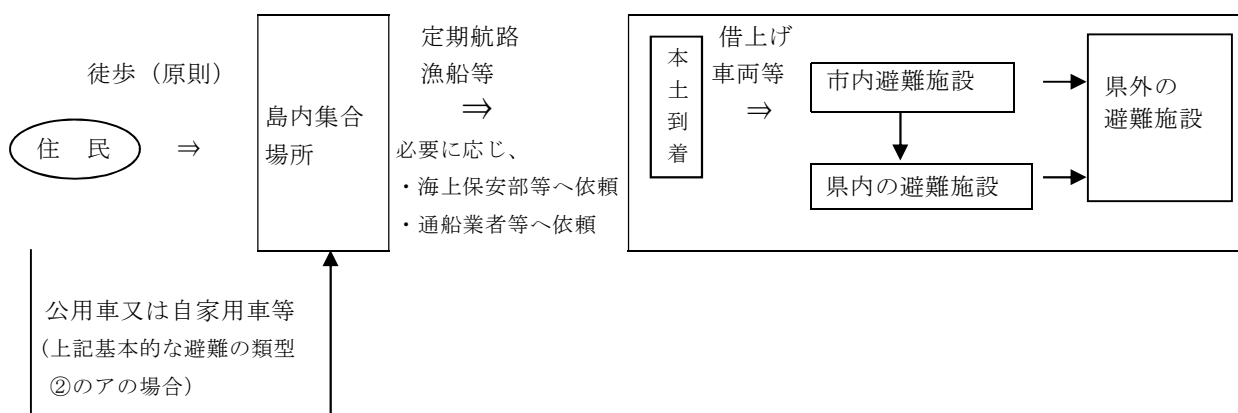
### ① 離島住民の本土への避難

本土への避難は、住民所有の船舶、定期航路の利用を基本とするが、定期航路のみでは対応の遅れが予測されるため、次の対応を行う。

- ・ 県に対し、県所有船舶による運送を要請
- ・ 海上保安部等に対し、船舶による運送を要請
- ・ 市内の通船業者へ運送を依頼

また、漁船により出漁中の住民に対しては、当該漁船により最寄りの本土側漁港等に避難するよう、漁協を通じ、漁業無線、携帯電話等で連絡する。

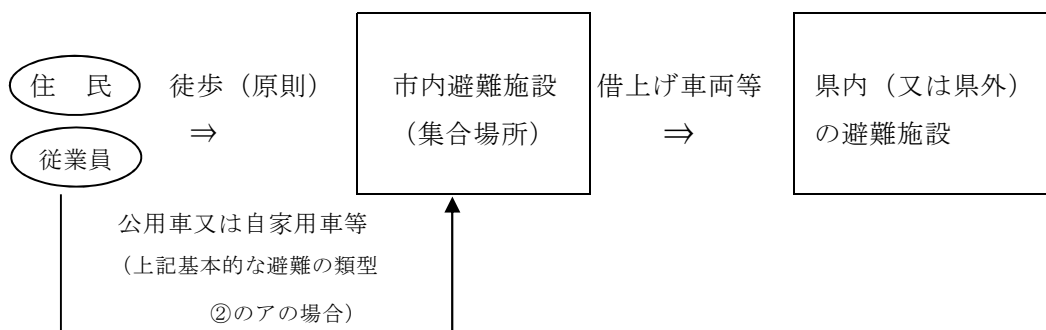
本土到着後は、借上げ車両等により避難施設へ移動する。



### ② 石油コンビナートの周辺住民等の避難

石油コンビナート等特別防災区域内で武力攻撃災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、基本的に「山口県石油コンビナート等防災計画」又は「周南市地域防災計画」に基づき、周辺住民に対し、避難の指示又は勧告を行う。

県知事から避難措置の指示があった場合は、当該指示に基づき避難の指示を行う。





## 第5章 救援

### 1 救援の実施

#### (1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の市町との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

|                |
|----------------|
| <b>3 救援の内容</b> |
|----------------|

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成 25 年内閣府告示第 229 号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

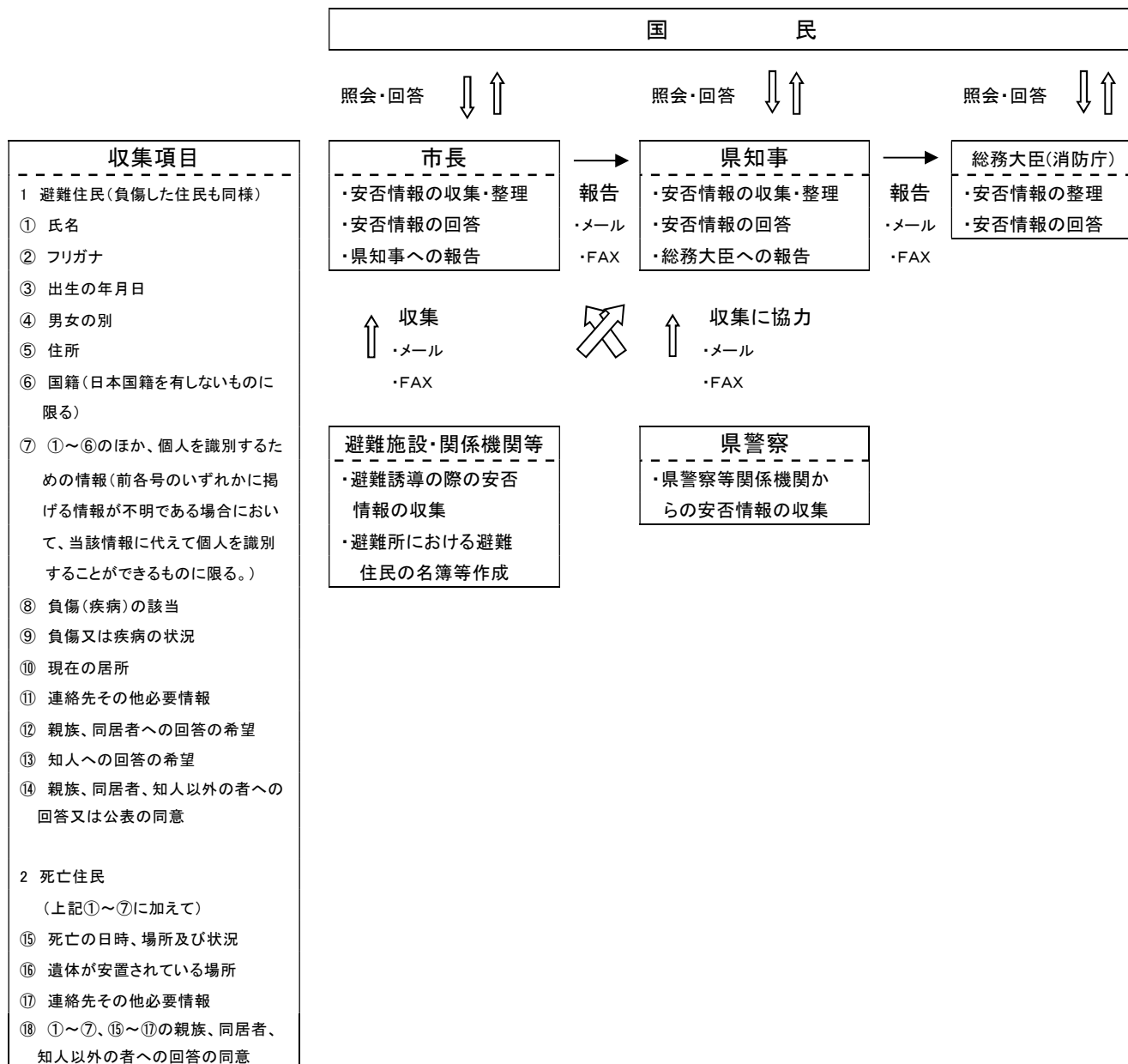
市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC 攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 安否情報収集・整理・提供の流れ



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集にあたっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

## 3 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供にあたっては、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

##### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

##### (3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

#### 2 武力攻撃災害の兆候の通報

##### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

##### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

#### ※【退避の指示例】

- \* 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- \* 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

#### ※【屋内退避の指示】

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

#### (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

### (3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があることを認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。  
NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。
- ② 市長は、警戒区域の設定にあたっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。  
武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。



(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

### 4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画並びに緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱及び緊急消防援助隊の運用に関する要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 市長は、市域に被災がなく、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部長等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(一部事務組合において生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）
- ② 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

|                                  |
|----------------------------------|
| <b>3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止</b> |
|----------------------------------|

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

## 第４　NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとし、対処にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### １　NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対処を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

## ② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、保健所は、県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

なお、生物剤は人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

## ③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## (5) 市長及び消防機関の管理者若しくは長の権限

市長又は消防機関の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。（法 108 条）

|    | 対 象 物 件 等       | 措 置                                        |
|----|-----------------|--------------------------------------------|
| 1号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | 占有者に対し、以下を命ずる。<br>・移動の制限<br>・移動の禁止<br>・廃棄  |
| 2号 | 生活の用に供する水       | 管理者に対し、以下を命ずる。<br>・使用の制限又は禁止<br>・給水の制限又は禁止 |
| 3号 | 死体              | ・移動の制限<br>・移動の禁止                           |
| 4号 | 飲食物、衣類、寝具その他の物件 | ・廃棄                                        |
| 5号 | 建物              | ・立入りの制限<br>・立入りの禁止<br>・封鎖                  |
| 6号 | 場所              | ・交通の制限<br>・交通の遮断                           |

市長又は消防機関の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

|   |                                                                             |
|---|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 当該措置を講ずる旨                                                                   |
| 2 | 当該措置を講ずる理由                                                                  |
| 3 | 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所） |
| 4 | 当該措置を講ずる時期                                                                  |
| 5 | 当該措置の内容                                                                     |

#### (6) 要員の安全の確保

市長又は消防機関の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。



## 第 8 章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

### 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集にあたっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集にあたっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、F A X 等により直ちに被災情報の第 1 報を報告する。
- (4) 市は、第 1 報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、F A X 等により県が指定する時間に県に対し報告する。  
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

#### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

#### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

#### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

#### (4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

#### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

### (2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

## 第 10 章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 公共的施設の適切な管理

道路、河川及び港湾等の管理者として市は、当該公共的施設を適切に管理する。

## 第 11 章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### ※ 特殊標章等の意義について

1949 年 8 月 12 日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

### (1) 特殊標章等

#### ア 特殊標章

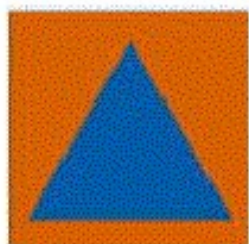
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

#### ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等



（オレンジ色地に青の正三角形）

| 表面                                                                                   |  | 裏面                                                                                    |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--|---------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  |  |  |

（身分証明書のひな型）

## (2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成 17 年 10 月 27 日消防国第 30 号国民保護室長通知）を参考に具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

### ① 市長

- ・市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### ③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用にあたっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。